安全管理規程

- ●運航基準
- ●作業基準
- ●事故処理基準
- ●地震防災対策基準

令和3年11月15日

木曽川観光株式会社

安全管理規程 令和2年1月31日 木曽川観光株式会社

目 次

第1章 総則

第2章 経営トップの責務

第3章 安全管理の組織

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

第7章 安全管理規程の変更

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

第9章 運航の可否判断

第11章 運航に必要な情報の収集及び伝達

第12章 輸送に伴う作業の安全の確保

第13章 輸送施設の点検整備

第14章 水難その他の事故の処理

第 15 章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の 徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船(以下「船舶」 という。)の業務(付随する業務を含む。以下同じ。)を安全、適正かつ円滑に処理するため の責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保する ことを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めることによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメン	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順
	ト態勢	及び方法に沿って確立され、維持される状態
(2)	経営トップ	当社において最高位で指揮をとる者 (役員)
	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定さ
(3)		れた輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管
		理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する
		統括責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者(営業所に勤務する場合は運航
		管理者の職務の一部を分掌する。)
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、代行する者
(9)	陸上作業員	陸上において旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航行速力、運航回数、発着時刻、
		運航の時期等に関する計画
(11)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入
		渠、予備船の投入等に関する計画
(12)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
(13)	発航	現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始するこ
		と
(14)	基準航行	基準航路を基準速度で航行すること
(15)	運航	「発航」、「基準航路及び基準速力による航行の継続」または
		「着岸」を行うこと
(16)	反転	目的港への航行の継続を中止し発航港へ引返すこと
		風速(10分間平均風速)視程(目標認めることができる最大距
(17)	気象・水象	離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中最小値

		をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)
		航行経路(起終点、寄港地、針路、変針点等)、標準運航時刻、
(18)	運航基準図	航行速力、船長が船上の指揮をとるべき区間、その他航行の安
		全を確保するために必要な事項を記載した図面
(19)	船舶上	船舶の舷側より内側
(20)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る
(21)	危険物	危険物船舶運送法及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(22)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む。)旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降
		等の用に供する施設

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準)

- 第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準 を定める。
- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取り扱い、旅客への遵守事項の 周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施 するものとする。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

- 第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関 与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。
 - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全優先の原則の徹底
 - (2) 安全方針の設定
 - (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行

(経営トップの責務)

- 第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に 果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。
- 2 経営トップは事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲をあきらかにする。 (安全方針)
- 第6条 経営トップは、安全にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方 針を設定し、当社内部へ周知する。
- 2 安全方針には、輸送の安全を的確にするために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

- (3) 安全方針は、その内容について効果的、具体的な実現をはかるため、経営トップの率 先垂範により、容易かつ効果的に行う。
- (4) 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

- 第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。
- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるよう実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、推移状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

- 第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者、及び運航 管理補助者を置く。
 - (1) 本社又は日本ライン下り乗船場安全統括管理者1名運航管理者1名

運航管理補助者 若干名

- 2 本社又は日本ライン下り乗船場の担当区域は、次のとおりとする。
 - (1) 日本ライン下り航路全域
 - (2) 木曽川鵜飼航路·木曽川鵜飼周遊航路全域
 - 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名 (安全統括管理者の選任)
- 第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規制第7条の2の2に規 定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3 に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

- 第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 安全管理規程に違反することにより、運航管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任

する、又その解任においては安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いた上で行うことと する。

(運航管理者代行の指名)

- 第13条 運航管理者は、本社又は日本ライン下り乗船場の運航管理補助者の中から運航管理 者代行を指名しておくものとする。
- 2 前項の場合において、運行管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

- 第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。
- 2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが執るものとする。 (運航管理者の勤務体制)
- 第15条 運行管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社又は日本ライン下り乗船 場に勤務するものとし、職場を離れるときは運行管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。
- 2 運行管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないときは、あらかじめ運行管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。

ただし、引継ぎ前に運行管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間に運行管理者代行が自動的に運行管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 本社または日本ライン下り乗船場に勤務する運航管理補助者は、当社の使用船舶が 就航している間は、原則として本社又は日本ライン下り乗船場に勤務するものとする。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

- 第17条 安全統括管理者の職務及び権限は次のとおりとする。
 - (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
 - (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、 情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正処置及び予防処置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
 - (3) 関係法令の尊守と安全優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の尊守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

- 第18条 運航管理者の職務及び権限は次のとおりとする。
 - (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、 船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し安全管理規程の遵守を確実

にしてその実施を図ること。

- (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務権限は、従来の船長の職務権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

- 第19条 本社又は日本ライン下り乗船場に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行する。
- 2 本社又は日本ライン下り乗船場に勤務する運航管理補助者は、当社の船舶の運航の管理に 関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するもの とする。
 - (1) 陸上における危険物その他客の安全を害するおそれの物品の取り扱いの作業の実施をする。
 - (2) 陸上における旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における作業の実施並びに船舶上に おけるこれらの作業に関する船長への助言
 - (3) 陸上施設の点検及び整備
 - (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

- 第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内 組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意 し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規定の変更の発議を しなければならない。
- 2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、 及び木曽川の自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、その安全性について検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準 じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

- 2 船舶、又は陸上施設の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合 は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止、運航計画又は配船計画の臨時変更の措置 をとら なければならない。
 - 第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

- 第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・水象が一定の条件に達したと認める とき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の処置をとらなければならない。
- 2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
- 4 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかにその旨を運航管理者に連絡しなければ ならない。
- 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかにその 旨を安全統括管理者に連絡しなければならない。
- 7 運航中止の措置をとるべき気象・水象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

- 第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断 した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受 けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなけれ ばならない。
- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続または着岸を 促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

- 第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
- 2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
- 3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第27条 運航管理者は、船長から仮泊地に避難する旨の連絡を受けたときは、当該仮泊地の 使用に関し適切な援助を行うこととする。 (運航の可否判断の記録)

- 第28条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報可否判断、運航中止の措置及び 協議の結果等を記録しなければならない。
 - 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

- 第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し(4)ついては必ず、その他の事項について は必要に応じ船長に連絡するものとする。
 - (1) 気象・水象に関する情報
 - (2) 木曽川の状況、航路の自然的性質
 - (3) 陸上施設の状況
 - (4) 乗船した旅客数
 - (5) 乗船待ちの旅客数
 - (6) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

- 第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。
 - (1) 発航前点検を終え出航するとき
 - (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
 - (3) 着岸したとき
 - (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
 - (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
- 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
 - (1) 気象・水象に関する情報
 - (2) 木曽川の状況

(運航基準図)

- 第31条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を各航路ごとに作成し、各船舶及び本 社、日本ライン下り乗船場に備え付けなければならない。
- 2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。
 - 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

- 第32条 運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を指名する。
- 2 運航管理者は陸上作業員の中から、陸上作業指揮者を指名する。
- 3 陸上作業指揮者は、陸上作業を指揮するとともに、輸送の安全の確保に努めなければならない。
- 4 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第33条 危険物その他の旅客の安全を害する物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めると ころによる。

(旅客の乗下船等)

第34条 旅客の乗下船及び船舶の離着岸の作業については、作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第35条 船長は、発航前に船舶が航行に支障がないかどうか、その他航行に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内点検)

第36条 船長は、航行中船内の状況に留意し、直接状況を見られない場所その他必要と認める場所については乗組員に点検させるものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第37条 運航管理者及び船長は、作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

- 第38条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。
- 2 乗組員は飲酒等の後、正常な当直勤務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も吸 気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。
- 3 船長は、乗組員が飲酒の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15 mg以上である間、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第39条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受験したときは、当該検査の結果を 確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

- 第40条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前点検を実施した事項については点検を省略できる。
- 2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第41条 運航管理者は係留施設、乗降用施設等について毎日1回以上点検を実施し、異常個所を発見したときは、直ちにその修復整備の措置を講じなければならない。

第13章 水難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

- 第42条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。
 - (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
 - (2) 事故を楽観視せず常に最悪の事態を念願におき措置を講ずること。
 - (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
 - (4) 船長の対応処置に関する判断を尊重すること。
 - (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

- 第43条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大の防止措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるとるところにより、事故の状況及び講じた処置を速やかに運航管理者及び警察官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。
- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに緊 急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第44条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静 を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安 全統括管理者へ報告しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

- 第45条 安全統括管理者は、運航管理者からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。
- 2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

- 第46条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織によりおこなうものとする。 (通信の優先)
- 第47条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。 (関係官署への報告)
- 第48条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び警察官署に その概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故の原因等の調査)

- 第49条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。
 - 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等 (安全教育)

- 第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む)、県が条例で定める水上交通関係規則その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を実施し、その周知徹底を図らなければならない。
- 2 運航管理者は、航路の状況及び水難その他の事故及びインシデント(事故等の損害伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。
- 第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回 以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全体的体制で処理する規模 の事故を想定した実践的なものとする。

(記録)

第52条 運航管理者は、前2条の教育を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

- 第53条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び 陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内 部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航行中の船舶についても行うものとする。 さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。
- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸 上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従 事してない者が監査を行う。

第15章 総則

(安全管理規程等の備付け等)

- 第54条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれ職務に応じ、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。)及び運航基準図を船舶、日本ライン下り乗船場、本社その他必要と認められる場所に容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。
- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文章はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第55条 安全統括管理者は、パソコン、社内LAN等を活用した輸送の安全の確保に関する 情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全にかかる運航・整備等輸送サービスの実務に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段(目安箱、社内メール)等を用意する。
- 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。
- この規程は平成18年10月1日より実施する。
- この規程は平成20年3月1日より実施する。
- この規程は平成22年11月1日より実施する。
- この規程は平成23年8月19日より実施する。
- この規定は令和元年6月12日より実施する。
- この規定は令和2年1月31日より実施する。

運航基準

令和元年6月12日 木曽川観光株式会社

目 次

第1章 目的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は安全管理規程に基づき、日本ライン下り(美濃太田〜犬山橋) 航路、木曽川 鵜飼航路及び木曽川鵜飼周遊航路の作業基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確 保することを目的とする。

第2章 運航の中止

(発航の中止)

第1条 船長は、発航地付近の気象、水象が次に掲げる条件の一つに達してると認めているときは、発航を中止しなければならない。

航路名	発航地点名	風速	波高	視程	水位
日本ライン 下り航路 (美濃太田~ 犬山橋)	(美濃太田) 日本ライン下 り乗船場	10m/s 以上	1.00m 以上	500m 以下	関西電力今渡 発電所の放水 量が毎秒 1150 トン以上になっ たとき
木曽川鵜飼航路	犬山城港 犬山ホテル 波止場 鵜沼波止場 犬山橋波止場	10m/s 以上	1.00m 以上	500m 以 下	関西電力今渡 発電所の放水 量が毎秒 1150 トン以上になっ たとき
木曽川鵜飼 周遊航路	犬山城港 犬山橋波止場	10m/s 以上	1.00m 以上	500m 以 下	関西電力今渡 発電所の放水 量が毎秒 1150 トン以上になっ たとき

2 船長は、前項の規程に基づき、発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置、その 他適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は基準航行を継続した場合、気象の急変等により安全な運航が困難となるおそれが あると認められるとき、又は、周囲の視程が500m以下となったときは基準航行を中止し、 最寄の仮泊地に退避するなど適切な措置をとらなければならない。

第3章 船舶の運航

(運航基準図等)

第4条 運航基準図に記載すべき事項次のとおりとする。なお、運航管理者は当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して参考に資するものとする。

(基準経路)

第5条 基準経路は、運航基準図に記載の経路とする。

(特定航行)

第6条 日本ライン下り(美濃太田~犬山橋) 航路、木曽川鵜飼航路及び木曽川鵜飼周遊航路の 航行上の注意事項は次のとおりとする。

1 一般事項

- (1) 船舶は各発着場の波止場より 50 m以内においては、並列航行、その他やむを得ない場合のほか、他の船舶を追い越してはならない。
- (2) 船舶は追い越し禁止区間では、他の船舶を絶対追い越してはならない。
- (3) 船舶は同方向へ航行中の前の船舶との距離は50m以上とらなければならない。
- (4) 船舶は水域内でやむを得ず追い越しをするときは、追い越される船舶の針路を妨げて はならない。
- 2 追い越し区域
 - (1) 日本ライン下り(美濃太田~犬山橋) 航路
 - ① 大濤の瀬手前より西ノ保の瀬下まで
 - ② 観音の瀬手前より同瀬下まで
 - ③ 富士が瀬手前より同瀬下まで
 - (2) 木曽川鵜飼航路、木曽川鵜飼周遊航路鵜飼観覧航行区域 (清水港 ⇔ 犬山ホテル波止場)
- 3 凍力の制限

船舶は下記において原則として速力を減じ、他船の航行に充分注意して航行しなければならない。

- (1) 日本ライン下り(美濃太田~犬山橋) 航路
 - ① 日本ライン下り乗船場波止場を出船後太田橋を通過するまで
 - ② 犬山橋着船場波止場手前50mに達したとき
 - ③ 大濤の瀬、可児合の瀬、西ノ保の瀬、瀬戸の二つ岩、観音の瀬、富士ヶ瀬付近
- (2) 木曽川鵜飼航路、木曽川鵜飼周遊航路 鵜飼観覧航行中
- 4 避難場所

船長は、日本ライン下り(美濃太田~犬山橋)航路を航行中気象の急変等により航行が困難 となったときは次の仮泊地に避難しなければならない。

- (1) 祐泉寺下、中濃大橋下、西ノ保の瀬下、大厩港、御幸岩港、五色岩港、レストラン木曽 下入江、桃太郎港、貞照寺港
- (2) 上記仮泊地以外においても緊急の場合は、船長の判断により避難場所を選び避難する。 (連絡方法)
- 第7条 航行中の船舶の船長と運航管理者、及び運航管理補助者との連絡は次の方法による。

区 分 航路名

緊急時 日本ライン下り航路

(美濃太田~犬山橋)

緊急時 木曽川鵜飼航路

木曽川鵜飼周遊航路

添付書類 運航基準図

連絡 先 方法

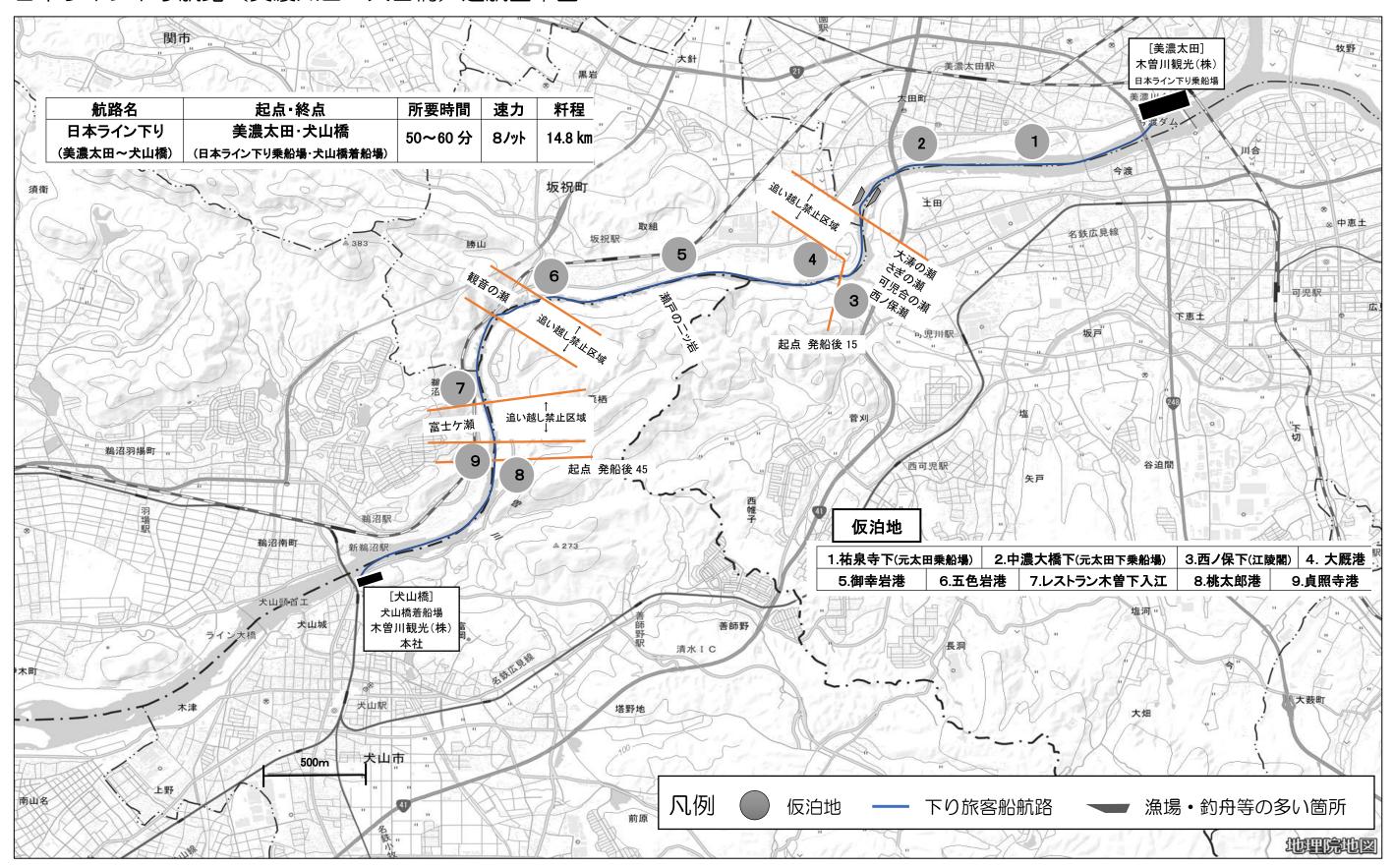
日本ライン下り乗船場 専用携帯電話

木曽川観光㈱ 同上

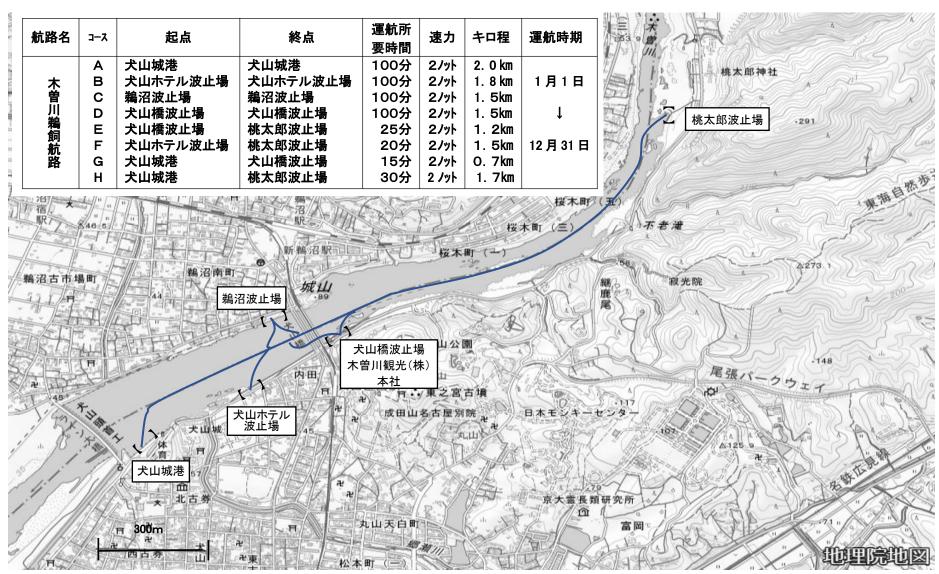
木曽川観光㈱ 無線電話

154.3MHZ

日本ライン下り航路(美濃太田~犬山橋)運航基準図



木曽川鵜飼航路運航基準図



木曽川鵜飼周遊航路運航基準明細図[Aコース]

航路名	コース	起点	寄港地	終点	運航所 要時間	速力	キロ程	運航時期	
周神	A	犬山橋波止場	犬山ホテル波止場 鵜沼波止場 犬山城港	犬山橋波止場	100分	2/უト	3. 5km	6月1日→10月15日	
周遊航路 爺	B C D	犬山城港 犬山橋波止場 犬山城港	寄港地なし 寄港地なし 犬山橋波止場	犬山城港 犬山橋波止場 桃太郎波止場	40分 40分 35分	2/ット 2/ット 2/ット	2. Okm 2. Okm 1. 9km	3月20日→11月19日 3月20日→11月19日 11月20日→11月30日	接木町(五)
			THE PERSON NAMED IN COLUMN TO SERVICE AND ADDRESS OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TO SE	新鵜沼斯	PERSONAL GRANDSON			松木町(一)	(三) (三) 不老滝
沼古市	·場町		鵜沼南町					TO THE STATE OF TH	(表)
F		44	鵜沼	<u> </u>			1635/		継。
				关	+111	喬波止場	下光 寿」		
	The state of the s			内田	木曽川	観光(株) 	A	Car	
45	V		大	山ホテル	上篇之	遊園駅	FI. J. R.	之宮古墳	A
1/40	THE		犬山城	45	2	成日	由山名吉	屋別院社	トモンギーセンター
ılı . /	**************************************	犬山城	港門						
j	7/3	6 100m EE	57						

木曽川鵜飼周遊航路運航基準明細図[Bコース]

航路名	コース	起点	寄港地	終点	運航所 要時間	速力	キロ程	運航時期	
周游	A	犬山橋波止場	犬山ホテル波止場 鵜沼波止場 犬山城港	犬山橋波止場	100分	2 <i>1</i> %	3. 5km	6月1日→10月15日	
周遊航路	B C D	犬山城港 犬山橋波止場 犬山城港	寄港地なし 寄港地なし 犬山橋波止場	犬山城港 犬山橋波止場 桃太郎波止場	40分 40分 35分	2/ット 2/ット 2/ット	2. Okm 2. Okm 1. 9km	3月20日→11月19日3月20日→11月19日11月20日→11月30日	
沼宿駅。 古古 下	場町		鵜沼南町	新籍。2 新籍。2 液止場	大木	橋波止場	等 第 第 第 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	To a position of the contract	接木町(三) 木老滝 総機 雇尾

木曽川鵜飼周遊航路運航基準明細図[Cコース]

航路名	コース	起点	寄港地	終点	運航所 要時間	速力	キロ程	運航時期	
用 木 簡 :	A	犬山橋波止場	犬山ホテル波止場 鵜沼波止場 犬山城港	犬山橋波止場	100分	2 <i>1</i> %	3. 5km	6月1日→10月15日	
周遊航路 開遊航路 開始 開始 開始 開始 開始 開始 開始 開始 開始 開始 開始 開始 開始	B C D	犬山城港 犬山橋波止場 犬山城港	寄港地なし 寄港地なし 犬山橋波止場	犬山城港 犬山橋波止場 桃太郎波止場	40分 40分 35分	2/ット 2/ット 2/ット	2. Okm 2. Okm 1. 9km	3月20日→11月19日 3月20日→11月19日 11月20日→11月30日	桜木町(産)
沿。下下		大山城	楊沼南町	新樵江	大	山橋観社	株)	表面(上) 基本面(上) 東之宮古墳 名古屋別院記記記	本モンギーセンター

木曽川鵜飼周遊航路運航基準明細図[Dコース]

航路名	コース	起点	寄港地	終点	運航所 要時間	速力	キロ程	運航時期	
周 木 曽	Α	犬山橋波止場	犬山ホテル波止場 鵜沼波止場 犬山城港	犬山橋波止場	100分	2/%	3. 5km	6月1日→10月15日	1
周遊航路 木曽川鵜飼	B C D	犬山城港 犬山橋波止場 犬山城港	寄港地なし 寄港地なし 犬山橋波止場	犬山城港 犬山橋波止場 桃太郎波止場	40分 40分 35分	2/ット 2/ット 2/ット	2. Okm 2. Okm 1. 9km	3月20日→11月19日 3月20日→11月19日 11月20日→11月30日	桃太郎波止場
-	11 11	高山林	1 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		用線流	3山崎田	The state of	宝積寺町(一)	
	沼原駅	X 46 5	W II CH	第一 沼 形。				桜木町(五) 桜木町(三)	· 不老准
***	沼古市	5場町	鶇沼南町	1000	Six		桜木町(継。	放光院
			编沼波 "	北海	- Luis	波止場		The state of the s	
HOW				内田人	木曽川都	観光(株 :社) 公園() 公園() 公園() 公園() 公園()		尾張パークウェイ
	1999	***** J	大山城	ホテル 止場 			古屋別院是		
55	1. 90		山城港	a a					A125 A
1		1111516 58	★ 北古券 0m	H	丸山天			京大畫長類研究	
9/		一個古	券 太山 を東		本町 (-	40 10		THE TOTAL	

作業基準

令和元年6月12 日 木曽川観光株式会社

目 次

第1章 目的

第2章 作業基準

第3章 危険物の取扱い

第4章 乗下船作業

第5章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は安全管理規程に基づき、日本ライン下り(美濃太田〜犬山橋)航路、木曽川 鵜飼航路及び木曽川鵜飼周遊航路の作業基準を明確にし、もって輸送に関する安全を確保する ことを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

- 第2条 運航管理者又は運航管理補助者は陸上作業員を指揮して、陸上において乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、離着岸の綱取り及び綱放し作業等を実施する。
- 2 船長は、船内作業員を指揮して船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時に措ける諸 作業等を実施する。

第3章 危険物の取り扱い

(危険物の取り扱い)

第3条 危険物及び刀剣、銃器その他旅客の安全を害するおそれのある物品は運送約款の規定により拒絶して取り扱わないものとする。

第4章 乗下船作業

(旅客の乗船)

- 第4条 旅客の乗船は原則として、離岸10分前とする。
- 2 離岸10分前になったとき、船長又は船内作業員は陸上作業員に、旅客の乗船を開始するよう合図する。
- 3 陸上作業員は、旅客を乗船口に誘導する。
- 4 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数(無料幼児を含む)を把握し旅客定員を超えてないことを確認し、運航管理補助者と船長に報告するものとする。
- 5 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう船舶の係 留方法等に充分留意する。

(離岸作業)

第5条 運航管理補助者及び船内作業員は旅客の乗船が完了したとき、その旨を船長に報告し、 見送り人等が離岸作業により危害を受けないように退避させ、船長の指示により離岸作業を行 う。

(旅客の下船)

- 第6条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨を船内作業員に合図する。
- 2 船内作業員は、旅客を誘導して下船させる。
- 3 船内作業員は、旅客の下船がしたときはその旨、及び異常の有無を運航管理補助者及び船長 に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客及び乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

- 第7条 運航管理者及び船長は乗船待ちの旅客及び乗船旅客に対して、次の事項を掲等より周知 しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とし、適宜放送等により、 周知徹底を図るものとする。
 - (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の指示に従うこと。
 - (2) 船内における旅客の禁止事項
 - (3) 救命具又は救命胴衣の格納場所及び着用方法
 - (4) 非常の際の避難場所(非常信号、避難経路)
 - (5) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
 - (6) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(日本ライン下り航路における旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

- 第8条 船長は乗船する全旅客に救命胴衣の着用に関し、以下の処置を講じなければならない。
 - (1) 旅客には、常時 救命胴衣の着用を徹底すること。
 - (2) 12才未満の児童には、適切な小児用の小型船舶用救命胴衣を備え、その着用を徹底すること
 - (3) 救命クッションと旅客の身体をつなぐ短いひもを設ける等転落等の際に救命クッション が旅客の身体から離れることを防止する処置を講じるとともに、使用方法の徹底を図ること。

(木曽川鵜飼航路及び木曽川鵜飼周遊航路における旅客等に対する救命胴衣の着用に関する指示) 第9条 船長は救命胴衣の着用に関し、旅客に関し、以下の処置を講じなければならない。

- (1) 旅客には、常時 救命胴衣の着用を徹底すること。
- (2) 12才未満の児童には、適切な小児用の小型船舶用救命胴衣を備え、その着用を徹底すること
- (3) 救命クッションと旅客の身体をつなぐ短いひもを設ける等転落等の際に救命クッション が旅客の身体から離れることを防止する処置を講じるとともに、使用方法の徹底を図ること。

事 故 処 理 基 準

令和元年6月12日 木曽川観光株式会社

目 次

第1章 総則

第2章 事故等発生時の通報

第3章 事故の処理等

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全確保と損害の局限を図るとともに事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故の範囲)

- 第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1) \sim (4) に掲げる事象をいい、「事故等」とは(5) の事態(以下インシデントという。)をいう。
 - (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の 人身事故(以下「人身事故」という。)
 - (2) 突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の 救助を必要とする船舶の水難事故
 - (3) 航路の障害、波止場施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
 - (4) 強取 (乗っ取り)、殺人、障害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
 - (5) 前記(1)~(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶係る事故に準用するものとする。

第2章 事故発生時の通報

(非常連絡)

- 第4条 船長は事故の状況を運航管理者又は運航管理補助者に報告する場合は速報を旨とし、 判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。
- 2 第三者の助言又は援助を必要とする場合の運航管理者の警察署等への連絡は「官公署連絡表」により最寄の官公署へ行うものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとし、インシデントが発生したときは、遅滞なくその状況を運輸局等に報告するものとする。
- 4 非常連絡は、原則として別表(1)によるものとする。ただし、事故内容によっては運航管理者の判断すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

- 第5条 事故が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。
 - (1) ①船名 ②日時 ③場所 ④事故の種類 ⑤死傷者の有無 ⑥救助の要否 ⑦当時の気象・水象
 - (2) 事故の態様による事項

事故の種類

連絡事項

- ①衝突の状況(衝突時の両船の針路、速力等)
- ②船体、機器の損害状況
- ③浸水の有無(あるときは d項)
- a 衝突事故
- ④流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)
- ⑤自力航行の可否
- ⑥相手船の船種、船名、総トン数、(庸)船主、船長名、(できれば住所連絡先)
- ⑦相手船の状況(船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等)
- ①乗揚げの状況(乗揚げの時の針路、速力、可底との接触個所船体傾斜、 吃水の変化、陸岸との関係)
- ②船体周囲の水深、底質及び付近の状況
- b 乗揚げ事故
- ③船体、機器の損傷状況
- ④浸水の有無(あるときは d項)
- ⑤離礁の見通し及び陸上からの救助の可否
- ⑥流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)
- ①出火場所及び火災の状況
- ②出火原因
- c 火災事故
- ③船体、機器の損害状況
- ④消火作業の状況
- ⑤消火の見通し
- ①浸水個所及び浸水の原因
- ②浸水量及びその増減の程度
- ③船体、機器の損傷状況
- d 浸水事故
- ④浸水防止作業の状況
- ⑤船体に及ぼす水流の影響
- ⑥浸水防止の見通し
- ⑦流出油の有無
- ①事件の種類
- e 強盗、殺人、 ②事件系
- ②事件発生の端緒及び経緯
 - 傷害、暴行等 ③被害者の氏名、被害状況等
 - の不法行為 ④被害者の人数、氏名等
 - ⑤被疑者が兇器を所持している場合は、その種類、数量等

- ⑥措置状況等
- ①事故の発生状況
- ②死傷者数又は疾病者数
- f 人身事故(行 ③発生原因
 - 方不明を除く) ④負傷又は疾病の程度
 - ⑤応急手当の状況
 - ⑥緊急下船の必要の有無
 - ①行方不明が判明した日時及び場所
- g 旅客、乗組員 ②行方不明の日時、場所及び理由(推定)
 - 等の行方不明 ③行方不明者の氏名等
 - ④行方不明者の遺留品等
 - ①事故の状況
- h その他の事故 ②事故の原因
 - ③措置の状況
 - ①インシデントの状況
- i インシデント ②インシデントの原因
 - ③措置の状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

- 第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずるべき必要な措置はおおむね次のとおりとする。
 - (1) 水難事故の場合
 - ① 損傷事故の把握及び事故局限の可否の検討
 - ② 人身事故に対する早急な救護
 - ③ 連絡方法の確立
 - ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
 - ⑤ 二次災害及び被害の拡大を防止するための適切な作業の実施
 - (2) 不祥事の場合
 - ① 被害者に対する早急な救護
 - ② 不法行為者の隔離又は監視
 - ③ 連絡体制の確立
 - ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
 - ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者の措置)

- 第7条 運航管理者は連絡なしに着岸が異常に遅延している場合は、遅滞な船舶の動静把握の ために必要な措置を講じなければならない。
- 2 運航管理者は前項の措置を講じたにもかかわらず、船舶の動静が把握できないときには、 直ちに警察署等連絡するとともに、第4条に従って関係者に通報しなければならない。
- 3 事故の発生を知ったとき、又は、船舶の動静が把握できないときの運航管理者のとるべき 措置はおおむね次のとおりである。
 - ① 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
 - ② 警察署への救助要請
 - ③ 行方不明の捜索又は、本船救助のための捜索船または、救助船等の手配
 - ④ 必要人員の派遣及び物資等の補給等
 - ⑤ 船長に対する必要事項の連絡及び助言
 - ⑥ 医師、病院、宿舎の手配等旅客の救護のための措置
 - (7) 乗船客の氏名の確認及び連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理組織は別表(2)のとおりとする。

(医療救護の連絡等)

- 第9条 船長又は運航管理者は船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは乗船客に医師がいる場合にはその医師の協力を要請することとし、不在の場合にあっては急を要すると認めるとき、又は患者の要請があったときは最寄の岸に着岸し、直ちに別表(3)の医療機関へ連絡するものとする。
- 2 船長は、前項の措置をしたときは運航管理者又は運航管理補助者へその措置方法等を報告しなければならない。

(現場保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係機関(警察署)等と連絡をとりつつ運航 に支障のない限り、事故の原因調査を行うとともに、事故の調査の対象となる場所及び物品 の保存に努めなければならない。

(事故の調査等の調査)

第11条 事故の原因等の調査には、原則として次の者があたる。

調查責任者 社長

調查担当者 安全統括管理者

同 運航管理者

同 運航管理補助者

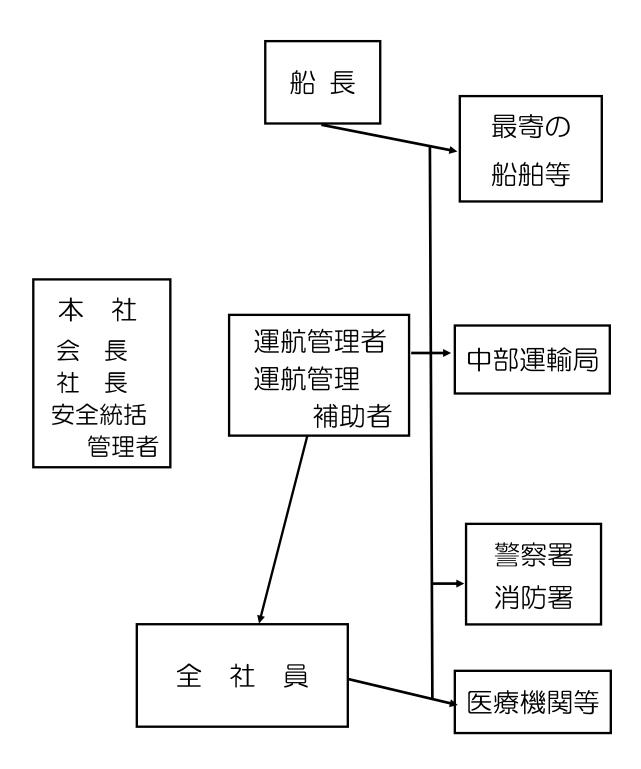
同 総務部長

同 営業部長

- 添付書類 (1) 非常連絡表 別紙1
 - (2) 事故処理組織表 別紙2
 - (3) 官公署及び医療機関等連絡表

別表1

非 常 時 連 絡 表



事 故 処 理 組 織 表

事故処理本部長 石田 芳弘

本社/事故処理対策室 兼 現地対策本部 室長 支配人 梅村 治男 運航管理者 次長 中嶋 隆

救護担当

船員 仙田 三昌

佐橋 智英 中村 裕美

旅客担当 運航管理補助者 船員 千田 三昌 船員 横山 進

広報担当

支配人 梅村 治男

運航管理者 中嶋 隆

庶務•各手配 陸上輸送担当 井川とも子 佐藤 信子

船員 井戸 啓太

船員 河村 茂

船員 髙木喜代春

官公庁及び医療機関連絡一覧表

【医療機関】		
犬山駅西病院	犬山市大字犬山高見町 11	2 0568-61-2017
犬山中央病院	大山市大字五郎丸字二夕子塚 6	☎ 0568-62-8111
太田病院	美濃加茂市太田町 2855-3	2 0574-26-1251
木沢病院	美濃加茂市古井町下古井 590	☎ 0574-25-2181
恒川医院	各務原市鵜沼南町 5 丁目 36	a 058-384-0047
可児とうのう病院	可児市土田 1221-5	☎ 0574-25-3113
F. c. 1 \ c. c. 3		
【官公庁】	7+2++5-0+004	- 050 050 0010
中部運輸局海上安全環境部	名古屋市中区三の丸 2-2-1	a 052-952-8012
犬山警察署 	犬山市松本町 2-1	a 0568-61-0110
加茂警察署	美濃加茂市古井町下古井 2610	a 0574-25-0110
可児警察署	可児市中恵土 2313-2	a 0574-61-0110
今渡交番	可児市今渡 1295	a 0574-63-5739
鵜沼西交番	各務原市鵜沼西町 1-422	a 058-384-0110
犬山消防署	犬山市大字五郎丸字下前田 1	a 0568-65-0119
加茂消防署	美濃加茂市加茂川町 3-7-7	a 0574-26-0119
各務原東消防署	各務原市羽場町 1	a 058-382-3135
犬山市役所	犬山市大字犬山字東畑 36	a 0568-61-1800
美濃加茂市役所	美濃加茂市太田町 3431-1	2 0574-25-2111
可児市役所	可児市広見 1-1	a 0574-62-1111
各務原市役所	各務原市那加桜町1丁目69	a 058-383-111 1
関労働基準監督署	関市西本郷通3丁目1-15	2 0575-22-3251
江南労働基準監督署	江南市尾崎町河原 101	2 0587-54-2443
加茂保健所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	2 0574-25-3111
江南保健所	江南市布袋下山町西 80	☎ 0587-56-2157
【その他】		
関西電力今渡発電所	可児市今渡 2793-3	a 0574-62-1335
JR美濃太田駅	美濃加茂市太田町立石 2484	a 0574-25-2889
名鉄日本ライン今渡駅	可児市今渡 406	2 0574-25-3201
名古屋鉄道(株)	名古屋市中村区名駅 1-2-4	a 052-571-211 1
愛北漁業協同組合	犬山市大字犬山字西古券 522-1 地先	a 0568-62-4710
日本ライン漁業組合	美濃加茂市深田町 2-3-29	2 0574-25-1501
木曽川長良下流漁業協同組合	羽島郡笠松町円城寺 1412	a 058-388-1290
岐阜気象台	岐阜市加納二の丸6	a 058-271-4109
名古屋気象台	名古屋市千種区日和町 2-	2 052-751-0909
	- 32 -	

地震防災対策基準

平成18年10月1日 木曽川観光株式会社

目 次

第	1	音	総則	ĺ
'AJ	1	平	小心只只	ı

第2章 防災体制及び情報伝達

第3章 点検及び整備

第4章 船舶の運航中止及び避難等

第5章 教育、訓練及び広報

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

- 第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適当な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。
 - (1) 人命の安全確保を最優先する。
 - (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(摘要)

- 第3条 この基準は当社が営む航路のうち次の航路に適用する。
 - (1) ライン下り 航路 (美濃太田~犬山橋)
 - (2) 木曽川鵜飼航路
 - (3) 木曽川鵜飼周遊航路

第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合には、地震防災対策組織(以下「対策組織」という)設置するものとし、その組織及び編成を別図1のとおりとする。

(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、別図2のとおりとする。

(情報の伝達経路)

- 第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、別図3のとおりとする。
- 2 (副) 運航管理者(各防災対策部長) と船長との連絡は、154.3MH 無線電話により 行う。

(旅客に対する情報の伝達)

- 第7条 本社及び日本ライン下り乗船場の旅客対策部長並びに船長は、地震等に関連する情報 を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し速やかに伝達し周知する。
- 2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよ う配慮する。
 - (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又は テレビ等を視聴できるよう考慮する。
 - (2) 船舶の運航方針等をあわせて伝達する。
 - (3) 市長村等から居住者等に対する非難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、 避難経路その他避難の要領を教示する。
 - (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

第8条 運航管理者及び船長は、情報収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを 備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

第4章 船舶の運航中止及び避難等

(運航中止)

第9条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を うけるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに出航しようとしている場合はこ の限りではない。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

- 第10条 第9条の規定に従い運航を中止して時点において、着岸中の場合は安全を確認し、 旅客を下船させたうえ、また、航行中の場合は直ちに、2に規定する場所に避難し保安措置 を講ずる。
- 2 避難場所は、原則として運航基準第6条の4に規定する仮泊地又は犬山橋波止場とする。 (運航中止後の旅客の取り扱い)
- 第11条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する非難の指示又は勧告がなされている等旅客の避難が必要とされるときの避難要領については、別紙に定めるところによる。

(避難先への通報)

第12条 船長は、第10条により避難した場合には、速やかに防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を報告するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表「防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

(運輸の再開)

第13条 第10条により運航を中止した船舶は、使用港につき安全が確認される等運航再開 に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

(発災後の措置)

第14条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより 措置するものとする。

第5章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

- 第15条 運航管理者は、総務部と協力して、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と 共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。
- 2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動の知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題
- 3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。
 - (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
 - (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
 - (3) 旅客に対する広報
 - (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第16条 総務部長は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

別添 主要施設の位置図 航路図

地位防災対策編成表

地域防災対策本部

ライン下り乗船場 本 칶 本部長 社長 副本部長 運航管理者 乗船場本部長 運航部長 本部長付 支配人 乗船場副本部長 運航管理補助者 防災対策部 防災対策部 部長 運航部課長 部長 運航課長 部員 運航部員 部員 運航部員 旅客対策部 旅客対策部 営業部長 部長 部長 乗船場主任 営業部員 部員 部員 乗船場職員 庶務対策部 庶務対策部 部長 総務部長 部長 乗船場主任 部員 総務部員 部員 乗船場職員

(1) 本社地震防災対策本部員の職務

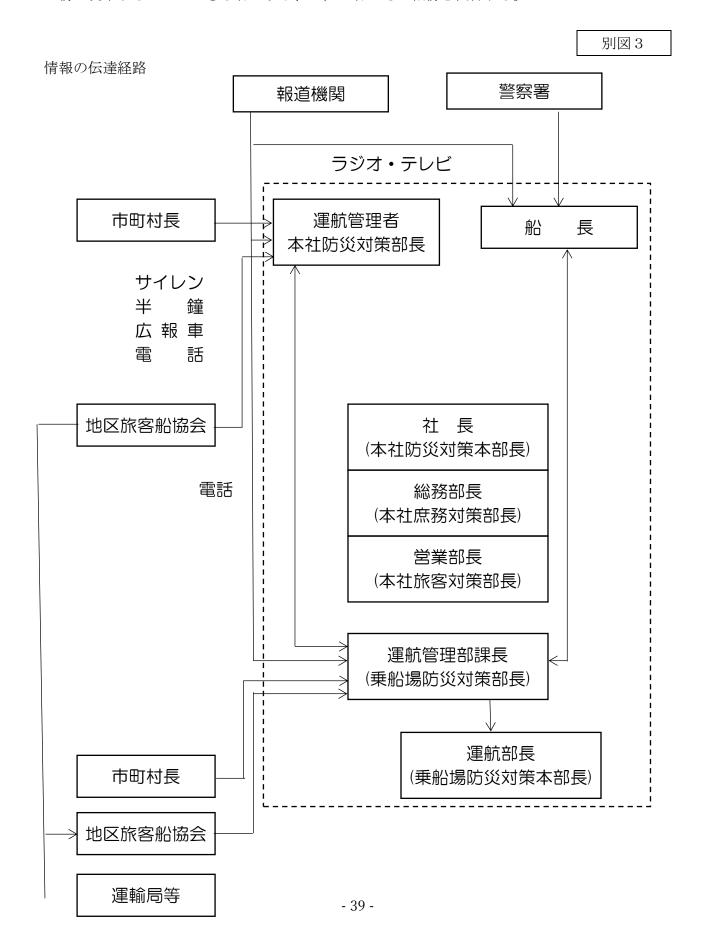
職名	職務									
本部長	本部長は、地震防災対策の実施を定め、その全般を統括し、本部員を指揮監査									
	する。									
副本部長	副本部長は、本部長を補佐し、各部の業務の調整を図る。									
本部長付	本部長付は、本部長の諸問に応じ地震防災対策の策定に参画するとともに									
	本部長の特命事項の処理及び本社、日本ライン下り乗船場での対策の実施につ									
	き助言及び支援を行い、本部長を補佐する。									
防災対策部長	1 地震等に関連する情報の収集、整理及び伝達を行う。									
	2 使用港(運航中止後の避難予定先の港)における交通規制、港施設の使用									
	制限、市長村長等による避難の指示等の状況を調査する。									
	3 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたると									
	ともに、船長に対する支援を行う。									
旅客対策部長	1 乗船待合所の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するととも									
	に、今後の運航予定を説明する。									
	2 市町村長等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを									
	伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。									
	3 その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ず									
	る。									
庶務対策部長	1 地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。									
	2 社屋その他の使用施設の防災措置を行う。									
各部員	各部員は、所属部長の命を受け、地震防災対策を実施する。									

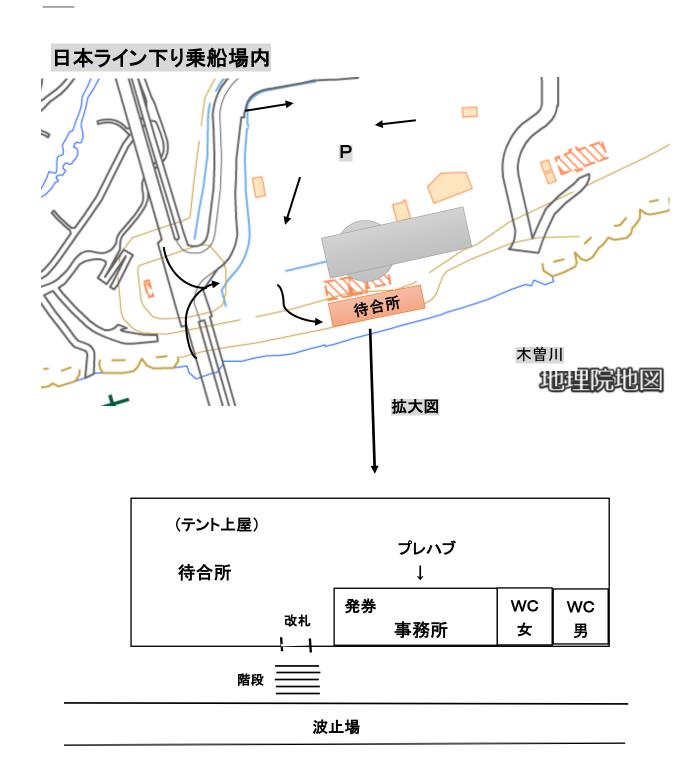
(2) 日本ライン下り乗船場地震防災対策本部員の職務

職名	職務							
ライン下り乗船場	ライン下り乗船場本部長は、ライン下り乗船場における地震防災対策							
本部長	を統括し、ライン下り乗船場本部員を指揮・監視する。							
同 副本部長	ライン下り乗船場副本部長は、ライン下り乗船場本部長を補佐し、ライン							
	下り乗船場本部各部の業務の調整を図る。							
同 旅客対策部長	本社旅客対策部長の職務のうち当該乗船場に係るものを行う。							
同 防災対策部長	本社防災対策部長の職務のうち当該乗船場に係るものを行う。							
同 庶務対策部長	本社庶務対策部長の職務のうち当該乗船場に係るものを行う。							
同 各部員	各部員は所属部長の命を受け地震防災対策を実施する。							

- 2 対策本部の要因は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社又は日本ライン下り乗船場に集合するものとする。
- 3 本社本部長又はライン下り乗船場本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第4条の「地震防災対策本部編成表」に明示する権限委任の順位に従い、業

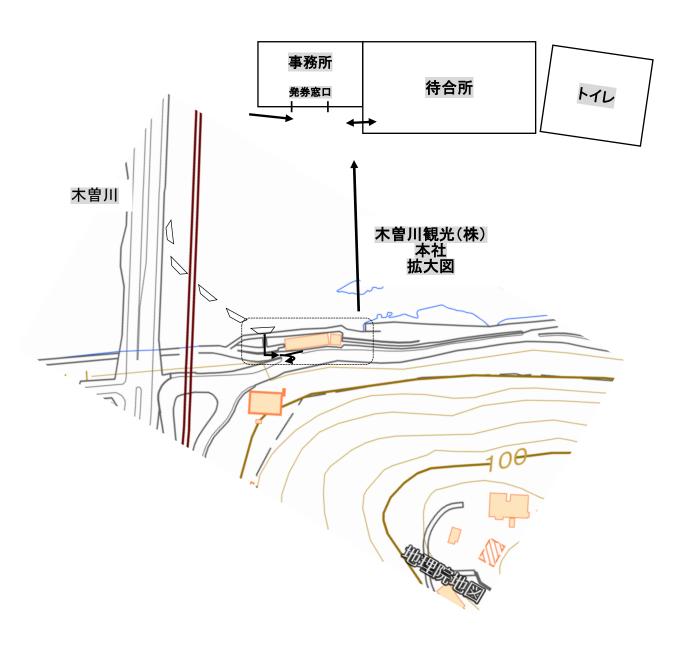
務に従事することができる者のうち、上位の者がその職務を代行する。



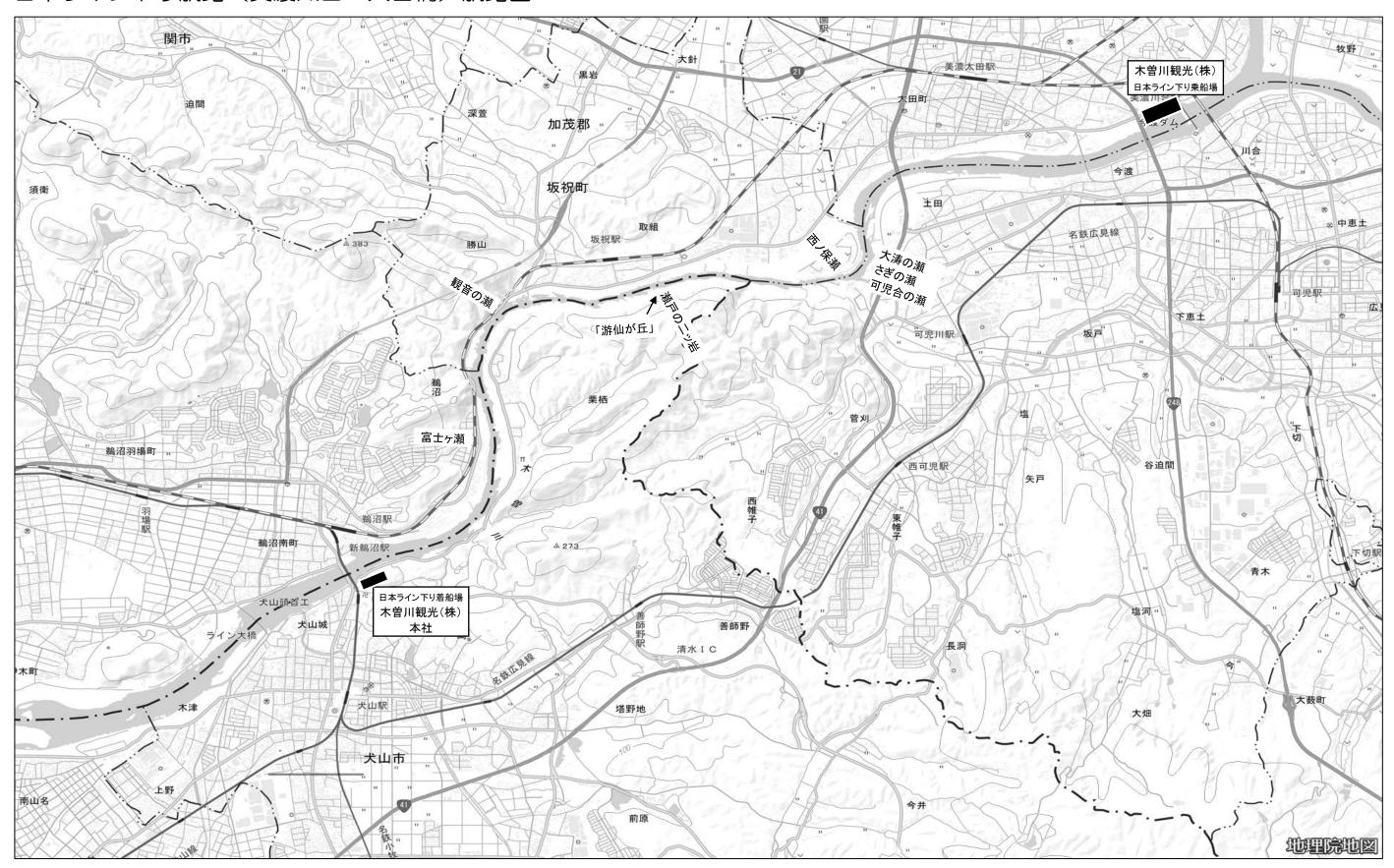


木 曽 川

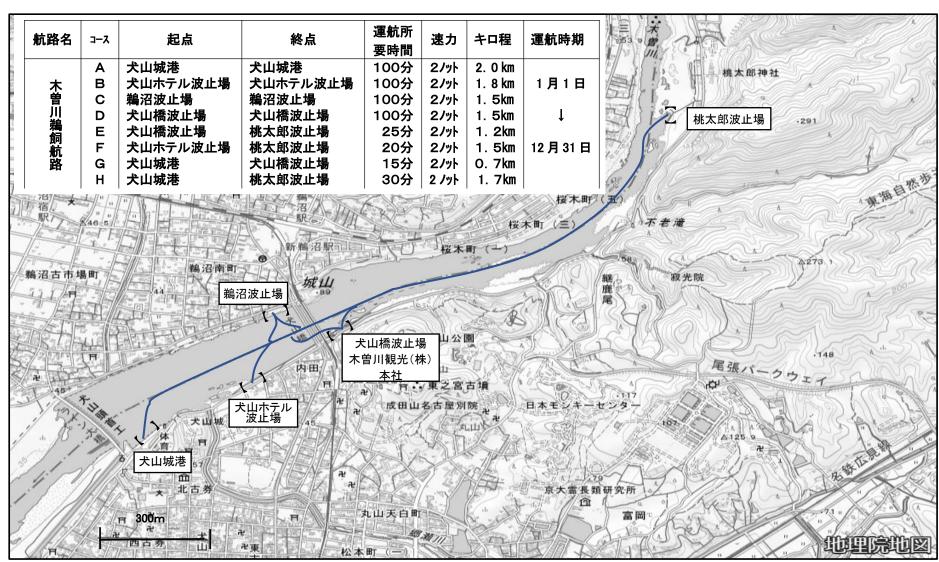
犬山橋着船経路図



日本ライン下り航路(美濃太田~犬山橋)航路図



木曽川鵜飼航路運航基準図



木曽川鵜飼周遊航路運航基準明細図[A コース]

航路名	コース	起点	寄港地	終点	運航所要時間	速力	キロ程	運航時期	
周游	A	犬山橋波止場	犬山ホテル波止場 鵜沼波止場 犬山城港	犬山橋波止場	100分	2 <i>1</i> %	3. 5km	6月1日→10月15日	接木町 (五)
周遊航路	B C D	犬山城港 犬山橋波止場 犬山城港	寄港地なし 寄港地なし 犬山橋波止場	犬山城港 犬山橋波止場 桃太郎波止場	40分 40分 35分	2 <i>1</i> ット 2 <i>1</i> ット 2 <i>1</i> ット	2. Okm 2. Okm 1. 9km	3月20日→11月19日 3月20日→11月19日 11月20日→11月30日	(二) (大老滝
546.5				新鵜沼駅				桜木町(一)	158 A
沼古市	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		鵜沼南町	城山 波止場 ·89	• • •				継。
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			749 / D				The state of the s		尾
				播	木曽川	喬波止場 観光(株)	*光寺」	山公園	
To a series			- 23 - 1 	内田		遊園駅	丸		
45	* H			は山ホテル 波止場			TIN// =	屋別院記	大モンギーセンター
ili . /	-) / 4	大大大大山城	大山城 港 市	45				九山	
1		6 100m B	57						

木曽川鵜飼周遊航路運航基準明細図[B コース]

航路名	コース	起点	寄港地	終点	運航所 要時間	速力	キロ程	運航時期	
	A	犬山橋波止場	犬山ホテル波止場 鵜沼波止場 犬山城港	犬山橋波止場	100分	2 <i>/</i> უト	3. 5km	6月1日→10月15日	
周遊 航路 路	B C D	犬山城港 犬山橋波止場 犬山城港	寄港地なし 寄港地なし 犬山橋波止場	犬山城港 犬山橋波止場 桃太郎波止場	40分 40分 35分	2/ット 2/ット 2/ット	2. Okm 2. Okm 1. 9km	3月20日→11月19日 3月20日→11月19日 11月20日→11月30日	桜木町(酒) 水老滝
沼古市中			鵜沼南町鵜沼	新鵜沼駅 皮止場 ・89	大山橋 木曽川橋 大山北北	現光(株) 遊園駅	善光寿	之宮古墳	継順尾
172	-) ***	大山城港	天山城	45	æ			九山	

木曽川鵜飼周遊航路運航基準明細図[Cコース]

航路名□	一ス起点	寄港地	終点	運航所 要時間	速力	キロ程	運航時期	
周木	A 犬山橋波止場	犬山ホテル波止場 鵜沼波止場 犬山城港	犬山橋波止場	100分	2/უト	3. 5km	6月1日→10月15日	
路觸	B 犬山城港 C 犬山橋波止場 D 犬山城港	寄港地なし 寄港地なし 犬山橋波止場	犬山城港 犬山橋波止場 桃太郎波止場	40分 40分 35分	2/ット 2/ット 2/ット	2. Okm 2. Okm 1. 9km	3月20日→11月19日 3月20日→11月19日 11月20日→11月30日	接木町(五)
沼市場	THE STATE OF THE S	鵜沼南町 鵜沼	大水山 皮止場 899 山ホテル 皮止場 45	犬山橋木曽川本	現光(株)社	FI. J. R.	之宮古墳	を で

木曽川鵜飼周遊航路運航基準明細図[D コース]

航路名	コース	起点	寄港地	終点	運航所要時間	速力	キロ程	運航時期	
大 問 遊 遊	A	犬山橋波止場	犬山ホテル波止場 鵜沼波止場 犬山城港	犬山橋波止場	100分	2/%	3. 5km	6月1日→10月15日	模太郎神社
周遊航路 林曽川鵜飼	B C D	犬山城港 犬山橋波止場 犬山城港	寄港地なし 寄港地なし 犬山橋波止場	犬山城港 犬山橋波止場 桃太郎波止場	40分 40分 35分	2/ット 2/ット 2/ット	2. Okm 2. Okm 1. 9km	3月20日→11月19日 3月20日→11月19日 11月20日→11月30日	桃太郎波止場 291
	鵜沼宿	造山木	"""	/編	鳥沼	山崎町	(+)	提木町(工)	1
	眼	846 6" "		新典沼駅			桜木町 (-	桜木町(三)	***
糖	沼古市	場町	製沼南町 4 鵜沼波	止場。城山			Salting S	機には	双光院
	A				犬山橋:		公園		
	e 1 1		- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	内田		社	之宮古墳		尾張パーグウェイ
1	1.42	A STANLY J.	大山城大山	ホテル 止場 45	at fix	田山名さ	5屋別院 <u>*</u>	日本モンキーセンタ	Δ125
255		大	山城港	a a				京大需長類研究的	THE RESERVE TO SERVE THE PARTY OF THE PARTY
3		300)m	H	丸山天			n (
96	H	西古多	一 一 平東	/ k	本町 (一	1941		in The	地里院地図

